指定介護老人福祉施設

《　重要事項説明書　》

特別養護老人ホーム仲南荘

当事業所は介護保険の指定を受けています。
（香川県指定　第３７７１６００２７１号）

社会福祉法人　正友会

１．施設経営法人

（１）法人名　　社会福祉法人　正　友　会

（２）法人所在地　香川県仲多度郡まんのう町長尾１１０２番地

（３）電話番号　　０８７７－５６－９１６６

（４）代表者氏名　理事長　　長谷川智一

（５）設立年月日　昭和５１年１１月５日

２．ご利用の施設

（１）施設の種類　指定介護老人福祉施設

香川県　第３７７１６００２７１号（平成１２年３月１７日指定）

（２）施設の目的　　指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としています。ご契約者には、日常生活に必要な居室及び共用施設をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供いたします。この施設は、身体上または精神上著しい障害があるため、常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な方にご利用いただけます。

（３）施設の名称　特別養護老人ホーム仲南荘

（４）施設所在地　香川県仲多度郡まんのう町帆山５０５番地

（５）電話番号　　０８７７－７７－２０１１

（６）管理者　　施設長　　栗田　猛

（７）運営方針　　知愛一如をモットーに、心身に障害をもちながらも、人間らしく生きたいという利用者の願いに応えて自立を援助し、健全で安らかな生活を支援します。

（８）開設年月日　平成１０年３月１日

（９）入所定員　　５０人

３．居室の概要

（１）居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。居室の種類をご希望される場合は、その旨お申し出ください。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備　　考
個室（１人部屋）	１８室	
２人部屋	２６室	
４人部屋	－室	
合計	※４４室	
食堂	１室	
機能訓練室	１室	ホットパック等各種リハビリ機器
浴室・更衣室	２室	特殊浴槽１、リフト浴設備２、一般浴槽１
トイレ	３２室	

上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務付けられている施設・設備です。（※居室数には短期入所の２０床を含みます）

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合、居室の空き状況等により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更することがあります。その際には、ご契約者やご家族等と相談のうえ決定するものとします。

４．職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職　種	常勤換算
１．施設長	１名
２．生活相談員	２名以上
３．栄養士	１名以上
４．看護職員	３名以上
５．機能訓練指導員	１．５名以上
６．介護職員	２２名以上
７．介護支援専門員(兼務)	２名以上

上記以外の非常勤職員として、嘱託医師を配置しています。

○　常勤換算：職員の週勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週４０時間）で除した数です。

５．当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて

（１）　利用料金が介護保険から給付される場合
（２）　利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

（１）　介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第３条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常９割）が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①　入浴

・　入浴または清拭を週２回行います。
・　寝たきりの方でも特殊な入浴機器を使用して入浴することができます。

②　排泄

・　排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③　健康管理

・　医師や看護職員が、健康の管理を行います。

④　機能訓練

・　看護職員兼機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施いたします。

⑤　その他の自立への支援

・　寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
・　生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
・　清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

＜サービス利用料金（１日あたり）　＞（契約書第６条参照）

別添の「サービス利用料金表」によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービスの利用料金は、要介護度に応じて異なります。）

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。この場合には、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）　介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①　食費

②　居住費

③　ご契約者の移送に関するご依頼がある場合

④　レクリエーション等に特別の材料費等を要するご希望がある場合

⑤　その他ご契約者のご希望が、介護保険による給付内容に含まれないと判断される場合

＊利用サービスの実費相当額

（３）　利用料金のお支払方法（契約書第６条参照）

前記（１）（２）の料金・費用は、１ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月の２７日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。（１ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア．ご契約者の指定金融機関口座からの自動引き落とし（手数料、事業者負担）
　ご利用になれる金融機関は、ご契約時にご確認ください。
イ．下記指定口座へのお振込み（手数料、利用者負担）
　百十四銀行　満濃支店　普通預金０２９５４３９
　特別養護老人ホーム仲南荘　　理事長　　長谷川智一
ウ．施設窓口での現金支払い

（４）入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、下記の協力医療機関において診察や治療を受けることができます。

（ただし下記医療機関での優先的な診察を保証するものではありません。また下記医療機関での診察を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	診療科	所　在　地
大山内科医院	内科	香川県仲多度郡まんのう町吉野１５７２－１
ふかだクリニック	内科	香川県仲多度郡まんのう町四條１７９
岩佐病院	内･外科	香川県仲多度郡琴平町榎井７７５
中川医院	内科	香川県仲多度郡まんのう町帆山１２１
たかお整形外科医院	整形外科	香川県仲多度郡まんのう町四条６７８－１

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	診療科	所　在　地
大塚歯科	歯科	香川県丸亀市城東町１－２－３９

③協力眼科医療機関

医療機関の名称	診療科	所　在　地
五条眼科医院	眼科	香川県仲多度郡琴平町五条２１０

６．施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。

①要介護認定により、自立または要支援の判定を受けた場合。
②要介護認定により、要介護 1 または要介護 2 の判定を受けた場合。（ただし平成 27 年 3 月 31 日以前に入居された方、および特例入所の対象となった方については別規定となります。）
③事業者が解散や破産、またはやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合。
④施設の滅失等の事由により、サービスの提供が不可能になった場合。
⑤当施設が介護保険の指定を取り消された場合、または辞退した場合。
⑥ご契約者からの退所の申し出があった場合。（詳細、以下参照）
⑦事業者から退所の申し出を行った場合。（詳細、以下参照）

（１）ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第１６条、第１７条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の７日前までに解約申出書をご提出ください。

ただし以下のような場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

①ご契約者が入院された場合。
②事業者もしくはサービス従事者が、正当な事由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
③事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により、ご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
④他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくはその恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。
⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
⑥施設の運営規定の変更に同意できない場合。
⑦介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。

（２）　事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第１８条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
②ご契約者によるサービス利用料金の支払いが６ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合。
③ご契約者が、故意または重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
④ご契約者が連続して９０日以上病院又は診療所に入院した場合。
⑤ご契約者が介護老人保健施設に入所、または介護医療院へ入院した場合。

※契約者が病院等に入院された場合の対応について（契約書第２０条参照）

①検査入院等、９０日間以内の入院の場合

９０日間以内入院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。

②９０日間以上入院の場合

９０日間以上入院された場合には、契約を解除する必要があります。
この場合には、当施設に再び優先的に入所をすることはできません。

③３ヶ月以内の退院が見込まれない場合

３ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する必要があります。
この場合には、当施設に再び優先的に入所をすることはできません。

（３）円滑な退所のための援助（契約書第１９条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

①適切な病院もしくは診療所、または介護老人保健施設等の紹介。
②居宅介護支援事業所の紹介
③その他、保険医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介。

７．身元引受人

契約の締結にあたり，身元引受人をお願いすることはありません。

ただし，入所契約が終了した後，当施設に残されたご契約者の所持品（残置物）をご契約者自身が引き取れない場合に備えて，「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第２２条参照）

当施設は，「残置物引取人」に連絡のうえ，残置物を引き取っていただきます。

また引渡しにかかる費用については，ご契約者または残置物引取人にご負担いただきます。

※入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても，入所契約を締結することは可能です。

８．守秘義務について

（１）事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。この守秘義務は契約が終了した後も継続します。従業者は退職後においても同様の義務を負うものとします。

（２）前項にかかわらず、契約者にかかる他の居宅介護支援事業者との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

９．事故発生時の対応について

（１）当施設では、ご契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに家族、かかりつけ医、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

（２）当施設では、サービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行います。

10．苦情の受付について（契約書第２５条参照）

（１）当施設における苦情等の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。また、別紙①のとおり対応します。

○苦情受付窓口（担当者）

統括部長　合田香織　（TEL ０８７７－７７－２０１１）

○意見・要望等の相談解決等第三者委員

第三者委員氏名	安西　朱実	（TEL ０８７７－７７－２５３０）
（五十音順）	佐野　利昭	（TEL ０８７７－８４－２９７１）
	平井　英津子	（TEL ０８７７－７３－４４８８）

連絡先　社会福祉法人正友会法人本部事務局　℡0877-56-9166

○受付時間

８：３０～１７：００（土日，祝日，年末年始を除く）

○苦情受付ボックスを施設事務室前に設置しています。

（２）当施設における苦情等の処理

社会福祉法第８２条の規定により、社会福祉法人正友会「意見・要望等の相談解決実施要綱」に基づき適正な処理を行います。

○苦情解決責任者　施設長　　栗田　猛

（３）行政機関その他の苦情受付

（市町村介護保険担当課）	※保険者が、まんのう町以外の利用者の場合に説明担当者が記入 所在地 電話番号 受付時間
まんのう町 地域包括支援センター	所在地　香川県仲多度郡まんのう町吉野下４３０ 電話番号　０８７７－７３－０１２５ 受付時間　月～金曜日（祝日･年末･年始を除く）8:30～17:15
香川県健康福祉部 長寿社会対策課	所在地　香川県高松市番町４－１－１０ 電話番号　０８７－８３２－３２６６ 受付時間　月～金曜日（祝日･年末･年始を除く）9:00～17:00
香川県運営適正化委員会 （香川県社会福祉協議会内）	所在地　香川県高松市番町１－１０－３５ 電話番号　０８７－８６１－１３００ 受付時間　月～金曜日（祝日･年末･年始を除く）10:00～16:00
香川県国民健康保険団体連合会 介護保険室	所在地　香川県高松市福岡町２－３－２ 電話番号　０８７－８２２－７４３１ 受付時間　月～金曜日（祝日･年末･年始を除く）9:00～17:00

11.第三者評価の実施状況

受審なし

令和　　年　　月　　日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し，本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設　特別養護老人ホーム仲南荘

説明担当者　　職名　　氏名

私は，本書面に基づいて，事業者から重要事項の説明を受け，指定介護老人福祉施設サービスの開始に同意しました。

契約者　　住所

氏名

利用者　　氏名

契約者との続柄

◇この重要事項説明書は，厚生省令第３９号（平成１１年３月３１日）第４条の規定に基づき，入所申込者またはその家族への重要事項の説明のために作成したものです。

［2025.04.01］